



非居住者が役員昇格時に受け取る退職金への課税について

第278回

足立さん：みらい先生、こんにちは。タイに赴任して来月で2年がたちます。今後もタイ勤務は続きますが、来月の株主総会で、役員（日本の親会社の取締役）に選任されることが先日の取締役会で決定しました。

みらい：足立さん、おめでとうございます。入社何年での役員昇格ですか？

足立さん：入社して12年です。日本で10年、タイで2年です。弊社では、使用人から役員へ昇格する際に、その時点で、使用人期間分の退職金が支給されるのですが、何か気をつけることはありますか？

みらい：いわゆる打切支給による退職金に該当すると考えられますが、足立さんのように、「非居住者」として受け取る場合には注意が必要です。

足立さん：どういうことでしょうか？

みらい：「非居住者」として受け取る退職金のうち、日本での勤務に相当する部分（国内源泉所得）について、一律20.42%の税率で日本において源泉徴収されます。仮に退職金が600万円とすると、この場合の源泉徴収税額は約102万円となります。

(A) 非居住者の場合

- ①退職金の支払額…600万円
- ②退職金の計算の基礎となった勤続期間…12年
- ③②の勤続期間のうち日本での勤続期間…10年

$$\text{国内源泉所得} \dots 600\text{万円} \times \frac{10\text{年}}{12\text{年}} = 500\text{万円}$$

$$\text{源泉徴収税額} \dots 500\text{万円} \times 20.42\% = 1,021,000\text{円}$$

同じ退職金を「居住者」として受け取る場合と比較すると、非居住者として受け取るほうが、税負担が重くなる場合があります。

(B) 居住者の場合

$$\text{課税退職所得金額} \dots (600\text{万円} - 480\text{万円} (\text{注})) \times$$

$$\frac{1}{2} = 60\text{万円}$$

$$\text{源泉徴収税額} \dots 60\text{万円} \times \text{累進税率}(5\%) \times 102.1\% = 30,630\text{円}$$

(注) 勤続年数に応じた退職所得控除額

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数}12\text{年}$$

足立さん：私の場合は、退職金が支給されるときにたまたま海外勤務していただけで、税負担が重くなるのでしょうか。あまりにも不公平に感じます。

みらい：足立さんのおっしゃる通り、これでは税負担の公平性が保たれないですね。そこで、「退職所得の選択課税」と呼ばれる救済制度が設けられています。

足立さん：まさか、税負担の差に相当する金額を還付してもらえるとか……。

みらい：その通りです。この制度は、海外勤務していた時期に退職した人と居住者として退職した人との税負担の公平性を保つために、退職金の総額を“居住者が受け取ったものとみなして”課税を受けることができるというものです。従って非居住者として収めすぎた税額は還付されることとなります。

足立さん：どんな手続きが必要ですか？

みらい：表にまとめてみました。

①【申告書の提出】

退職金の支給を受けた年の翌年1月1日（同日前に選択課税の対象となる退職所得の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、次の事項等を記載した申告書を所轄税務署に提出します。

実務的には、日本にいる方を納税管理人として選任し、その方を通じて提出手続きを行います。

(ア) その年中に支払を受ける退職所得（選択課税の対象となる退職所得）の総額及び居住者とみなして計算した所得税の額

(イ) その年中に支払を受ける退職所得について源泉徴収された又は源泉徴収されるべき所得税の額

(ウ) (イ)の税額から(ア)の税額を控除した金額

②【使用する申告書】

通常分離課税用の確定申告書

足立さん：なるほど、よくわかりました。税務署が勝手に還付してくれるわけではなく、申告手続きが必要なのですね。

みらい：タイでの課税については、現地でよく確認してくださいね。

足立さん：みらい先生、ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内13拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）

JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/